

《横浜市》保育料に関する Q&A

Q1 幼稚園の利用料はどう変わりますか？

A1 新制度では、世帯にかかる市民税額により横浜市が定める利用料（基本負担額）をお支払いいただきます。横浜市が定める利用料（案）は、利用案内等でお伝えする予定です。基本負担額のほか、入園料、〇〇費（各園によって異なる）をお支払いいただきます。

Q2 園に同時に通う第2子、第3子の利用料はどうなりますか？

A2 同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合で第2子、第3子が園に通っているときは、負担額が軽減されます。今後お知らせする利用料（案）において第2子該当の場合の利用料を掲載します。第3子の基本負担額は無料となる予定です。

Q3 ひとり親世帯の利用料は無料ですか

A3 利用料は世帯にかかる市民税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Q4 利用料以外の費用はかかりますか？

A4 横浜市が決める基本負担額以外で、園にとって必要であると認められるものについては、各園の判断で設定されています。（例：通園バス料金、給食費等）

Q5 就園奨励費はどうなりますか？

A5 新制度では、就園奨励費ではなく、所得に応じた基本負担額となります。

Q6 横浜市外に居住していますが、利用料はどうなりますか？

A6 お住まいの市町村が定めた基本負担額をお支払いいただくこととなります。

Q7 一度決定した利用料は、卒園するまで同じですか？

A7 利用料は、毎年9月に前年の所得に応じた市民税額を基に再計算しますので、必ず同じとは限りません。それ以外の期間であっても市民税額が変更になった場合は、利用料が変更となる場合があります。

Q8 利用料階層区分・利用料はいつ頃わかりますか？

A8 12月末～1月上旬に保護者へ送付される「認定決定通知書」に階層区分の記載があります。利用案内に利用料（案）が掲載されていますので、おおよその利用料を確認することができます。正式に決定した階層区分・利用料については3月下旬に「利用料通知書」で保護者に通知されます。